名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十七号まで及び第三十八号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十四号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十八号に掲げる事務

3　［略］

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［略］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
［略］		
福岡空港出張所那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十八号までに掲げる事務
［略］		
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号に掲げる事務を除く。）

名古屋出入国在留管理局中部空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第六審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
大阪出入国在留管理局関西空港支局	審査管理担当及び第一審査担当から第十審査担当	第七条第一項第一号から第十二号まで、第十六号から第三十六号まで及び第三十七号（審判担当が分担する事務を除く。）に掲げる事務
	審判担当	第七条第一項第九号及び第二十号から第三十三号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第一号、第五号、第十八号及び第三十七号に掲げる事務

3　［同上］

第二十三条　出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。

出張所	首席審査官等	職務等
千歳苫小牧出張所	［同上］	
	首席審査官（第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
［同上］		
福岡空港出張所那覇空港出張所	首席審査官（審査管理担当及び第一審査担当から第三審査担当）	第七条第一項第一号から第十二号まで及び第十六号から第三十七号までに掲げる事務
［同上］		
函館出張所 旭川出張所 青森出張所 水戸出張所 宇都宮出張所 高崎出張所 新潟出張所 川崎出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所	首席審査官	第七条第一項各号に掲げる事務（出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第二十一号から第二十五号までに掲げる事務を除く。）